

第十六回国会 衆議院 議院運営委員会 議事録 第十五号

昭和二十八年七月四日(土曜日)

午後零時二十六分開議

出席委員

委員長 菅原 喜六君
理事 荒瀬清十郎君 理事 坪川 信三君
理事 渡邊 良夫君 理事 椎熊 三郎君
理事 正木 清君 理事 土井 直作君
理事 加藤常太郎君
今村 忠助君 尾関 義一君
田嶋 好文君 田淵 光一君
山中 貞則君 山田 彌一君
長谷川四郎君 渡谷 修藏君
山本 幸一君 松井 政吉君
山下 榮二君 中 助松君
岡田 春夫君

委員外の出席者
副議長 原 彪君
事務総長 大池 眞君

七月三日

委員佐藤芳男君辞任につき、その補欠として河本敏夫君が議長の指名で委員に選任された。

同月四日

委員河本敏夫君及び館俊三君辞任につき、その補欠として佐藤芳男君及び岡田春夫君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した事件

公聴会開会承認要求に関する件
委員派遣承認申請の件
議員請暇の件
国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律案等起草提出に関する件

決議案の取扱いに関する件
懲罰動議の取扱いに関する件
本日の本会議の議事に関する件

○菅原委員長 これより会議を開きます。

第一にお諮りいたしますことは、先般来大体御協議をいただきました岡崎外務大臣のMSA交渉についての報告がおりますので、これに対する質疑の件に關してお諮りいたします。なお、御承知のごとく、本日はフイリピン並びにアメリカ合衆国の記念日にあたつております。外務大臣は、それらの關係で、午前中より引續いて午後になつて渉外關係の用がござりまして、一時半から一時、二時半まではこちらにいられるという話がありました。それらを勘案されて、この質疑の問題について御協議を願います。質疑の通告がおりますので、事務総長より一応御報告申し上げます。

○大池事務総長 岡崎外務大臣の報告に対する質疑者といしまして、改進黨から並木芳雄君、社会党左派から和田博雄君、右派から加藤勤十君、分自党から松田竹千代君、小会派クラブから黒田壽男君、以上五名の方が質疑をいたしたいというので、お申出がござります。

○菅原委員長 第一に、時間の点についてお諮りいたします。外務大臣の報告は大体五、六分程度、十分にわたらないということでございます。大体一時間でございますから、議長の裁量にまかせて十分程度ということにしてお

きまして、四人で十分ずつ、大臣の報告を見て五十分、答弁の時間が十分程度、こういうことに御互承を願います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅原委員長 それから、先ほど理事会で、これはお話し程度で決定いたしましたわけではございませんが、改進黨、社会党左派、右派、分自党これだけを外務大臣の報告に対する質疑者とするのが当然ではないかという申合せ程度の話があつたのであります。小会派は一本になつて一つの代表的な質問はできないのではないかと、また今までは例外的に予算のときなどは譲歩して来たが、発言單位の人数に達しないに必ず発言を許す単位にあらざるものに必ず発言を許すというところは、運営上おもしろくないではないか、という程度の話合があつたのであります。それを勘案されて、各党においても御意見を述べ願いたいと思ひます。

○坪川委員 小会派の質疑を許可するかどうかという問題につきましては、その質疑の通告を受けておりますが、私は、一応小会派クラブの性格から申しまして、これは意味がないと思ひます。従つて私はこれを許すべきものではないと思ひます。

○権熊委員 大体結論的には坪川君と同じですが、小会派代表が出ていないときに欠席裁判をしてしまうのは斷てずから、呼んで一通り意見が統一しておるか、していないかということをお願いしてからにしたいと思ひます。

○菅原委員長 それでは小会派に対する取扱いは、小会派が出席した上で決定したいと思ひます。

○権熊委員 この会議が落むまでに来なければ、棄權したものゝ認めて許さない、この会議の継続中に來たら、この問題を取上げて意見を聞く、こういうことにしたいと思ひます。

○正木委員 左派社会党も、今の改進黨の権熊君の意見に賛成であります。

○土井委員 ちよつとお伺ひしたいのですが、外務大臣が大体一時半から二時半まで約一時間ということですが、外務大臣の渉外關係の予定というのはどういうことですか。

○菅原委員長 渉外關係でフランスの大使に会うということでございます。一時半前にフランス大使に会えれば渉外の予定を立てる、こういうことでございまして、引續きフイリピン並びにアメリカ合衆国の記念日で、そのため十二時ごろまではかかる、こういうことでございまして。

それでは、これは一時留保しておきまして、次に移ります。

○菅原委員長 次に、議員請暇の件でございますが、事務総長より御説明申し上げます。

○大池事務総長 議員四人が本会期中請暇を願ひ出ております。まず、中曾根康弘君が、政治、経済、国防の研究のために、七月四日から本会期中アメリカの方に行きたい、それから竹谷源太郎君、吉川兼光君、伊藤好道君、この三君はストックホルムの社会主義イ

ンターナショナルの第三回の大会に出席いたして、そのついでに欧州各國の視察をいたしたいというので、七月八日から本会期中請暇のお申出がおります。以上四君の請暇申出についての御協議を願います。

○菅原委員長 ただいまの議員請暇の件は、議長においてこれを許可すべきものと答申するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅原委員長 御異議ないものと認めて、さよう決定いたします。

○菅原委員長 次に、今小会派代表が見えまして、岡崎外務大臣に対する質疑の件を議題にいたします。

○岡田(春)委員 私の方から質疑通告が出してありますが、ひとつ何とかが願ひできないかと思ひます。時間は簡單でもけつこうですが、よろしくお願ひいたします。

○菅原委員長 小会派の岡田君に申し上げますが、大体岡崎外務大臣の報告に対する質疑は改進黨、社会党両派、分自党ということで、外務大臣は本日はフイリピン、アメリカ合衆國等の記念日の關係、その他渉外關係があるもので、一時半から一時間だけということになつております。最初から時間的制約を受けての質疑応答なので、時間的にもそうたくさんはできないし、また小会派の方がこの問題に対する意見の一致を見るということも至難ではないか、たとえばMSAの交渉について、これを受けるか受けたくないかといふこと

についても、なか／＼小会派の方の意見の統一がつかないのではないか、かりにそれが一つの意見に統一されたとしても、予算とかその他の場合は特別な例外として今日まで小会派に許しておつたが、交渉団体の数に達しないものがやるといふことは、この際はず御遠慮願ひたい、こういう大休各党の御意見でございませう。しかし、一応欠席裁判の形で、小会派がおらないときにそれを決定するのはどうかということでございますが、今回のところはひとつ御遠慮を願ひたいと思ひます。

○岡田(春)委員 今委員長のお話で、各党の御意向はよくわかりました。しかし、われ／＼は独禁法のときにもやらないで御遠慮しておる。始終やらしてくれというのではなくて、MSAは重要であるので、特にひとつ各党の方に御考慮願つて、時間の制限等はもろんけつこうですが、何とか欠席裁判でなくともおきめ願へるならば、もう一応御考慮願つて、短時間でもけつこうですが、お許し願ひたいと思ひます。

○菅家委員長 なお、岡田君に申し上げますが、時間的には各党の代表者が十分ということになっております。一つは時間の問題もあり、岡崎外務大臣の報告のときにもやつたのだというようなことを前例にされると……。

○岡田(春)委員 そういふことは言わない。独禁法のときにも遠慮したのだから、今度は重要だから特に許してくだれないかというのです。

○菅家委員長 いかでございましょう、今回は御遠慮願つて、次回の適当なときに考慮に入れるということで、委員長に御一任願えればと思ひますが、御一任願えないとすれば、各党の態度をお伺

いしてもけつこうです。

○岡田(春)委員 やれるように御一任するなけつこうですが……。

○菅家委員長 大体各党の意見はきまつてゐるのですが、その程度でどうですか。

○土井委員 岡田君に質問するので、小会派の方は、MSAの問題について、たとへば受けるべきだとか、あるいは受けないというような議論があつて、小会派一本の形になり得ないのじやないかという問題があつたのです。それはどうなんですか。

○菅家委員長 ちよつと懇談に移します。

〔速記中止〕

○菅家委員長 懇談をとじます。

岡崎外務大臣の報告に対する小会派の取扱ひに對して、各党の態度を御表明願ひます。

○坪川委員 反対です。

○権熊委員 委員長に一任します。

○正木委員 委員長に一任します。

○土井委員 私の方は、時間的にいろいろ制約されておるけれども、外務大臣に時間の関係があるなら、五分ぐらひはやらしてもらいたいと思ひます。しかし、事實上それも不可能であるという物理的な関係があるなら、次回の適当な機会に、また適当な方法でやつていただく、こういうことにいたしましたと思ひます。

○加藤(常)委員 今回はひとつ遠慮してもらふというところで……。

○菅家委員長 それでは、大体委員長一任という声と、今回に遠慮してもらふという御意見のようでございますが、お気の毒ですが今回は遠慮して

ただきます。採決しても同じでございますから、今回は遠慮していただく、次回の適当な時期に適当な方法において処理する、こういうことに御承知を願ひます。

○菅家委員長 次に、経済安定委員会の公聴会開会承認要求の件について、事務総長より御説明を願ひます。

○大池事務総長 これは、この前ちよつと話が出ておりましたが、私的独占禁止の法案について、経済安定委員会が公聴会を開きたい、という申し出がありました。

○菅家委員長 御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○菅家委員長 御異議ないものと認めて、議長においてこれを承認すべきものと答申をいたすことにいたします。

○菅家委員長 次に、大蔵委員会の委員派遣承認申請の件を議題にいたします。事務総長から御説明を願ひます。

○大池事務総長 大蔵委員会から議長まで申請の出ております委員派遣承認要求の件は、大阪陸軍造兵廠の枚方製造所下げに関する実地調査をいたしたい、枚方製造所の実地調査のため、七月五日から三日間、大阪の枚方市に行きたい、ということでございます。

○菅家委員長 その行く方の氏名は、淺香忠雄、苦米地英俊君、福田繁芳君、佐藤觀次郎君、井上良二君、島村一郎君、以上六名でございます。

○土井委員 その中に大阪の選挙区のものはおりませんか。

○大池事務総長 その中で大阪に選挙区を持つてゐるのは、淺香忠雄君と井

上良二君の二名が大阪の選挙区です。

○権熊委員 大阪はだめです。

○土井委員 これは原則的な問題があらうから、わが党も関係はあります。が、ほかの者にかつてももらひましよう。それでなければ筋が通らない。

○菅家委員長 それでは、これは前からお話合ひのありました現地に關係のある人は遠慮していただくということ、日曜のことでもあり、日曜日ということでありまうから、これを承認したいと思ひますが、いかがですか。

○田淵委員 これは大蔵委員会で行つても効果はあがらぬと思ひます。これは行政監察の方で取上げようという話もあるのではありませんか、一応大蔵委員長に御説明を願つて、それからきめていただきたい。私はそういうことに大蔵委員会が派遣するということには反対です。効果はあがりませんよ。

○権熊委員 私は派遣に賛成です。大蔵委員会が行くことが適当だと主張するので、それは、今度大蔵委員会での問題が取上げられた沿革を知らなければいけません。これは、小松製作所に、世間で三十億と称せられる造兵廠を、まるで無償にひとしく払い下げられるという問題です。大蔵委員会がこれを審査している過程において、委員から關係官庁から資料の提出を要求したら、そつくりそのまま某委員に資料が提供された。それで事態が明白になつて、これは不当な下げである。一部分はすでに大臣が決議しておる。残る半分は二、三日中に決議するといふのを、委員会がこれをさしとめ、実地検証をして、この書類に表われた不当な問題が事実であるかどうかを見きわめて、可否を決定するまで大臣

が決議してはならぬということを決定したので、それから、大臣は決議できない。そこでこれが正否については、提訴されて来れば行政監察委員会を取上げることがあるかもしれないが、今の段階では大蔵委員会がやるのが当然です。これは大蔵委員会の審議の過程において発見された事実です。これについては天下の注視している問題であり、国会が非常な活躍をした問題です。従つて、国会の審議にさしかえない日曜を利用してまで行くというこの熱心を買つて、特に許していただきたいと思います。

○田淵委員 実はその点、社会党の久保田議員からも、行政監察委員会とくに、これは大蔵委員会で行くというけれども、大蔵委員会が行つても効果はあがらぬ、これは行監に取上げた、大蔵委員会が派遣することには反対だ、という御意見を伺つておつたので、私も各党にその話があつたものだと思つたのです。

○菅家委員長 いかでですか、委員会としても、大蔵委員長から交渉がありました。日曜日に日曜日で行つて来るといふことであれば国会の審議にさしかえないことだし、委員会が全会一致できめたことだから、認めてはどうかと思ひますが……。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○菅家委員長 派遣の期間は三日間とありますが、土曜日に日曜日の晩帰つて来るというところで、二日間ということはどうですか。但し派遣委員の氏名のうち、淺香君、井上君、これは従前の申合せに反するので、これは他の委員にかつてももらふということにして、議長まで申請が出ておる委員派

道については、これを承認すべきものと等申するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○菅家委員長 さよう決定いたしました。

○菅家委員長 次に、決議案の取扱いをお諮りいたします。事務総長より御説明を申し上げます。

○大池事務総長 決議案は領土に関する決議案が……

○土井委員 それはあとにしていただきましよう。感謝決議案だけに……

○大池事務総長 感謝決議案はお手元に参つておると思いますが、先般土井委員から、国民という言葉を入れたらどうかというお話もありましたが、従来のこういう国に対する感謝決議案の場合、特に入っていないのが従来の例でございますので、一応原案の通りにお願ひいたしたいと考えておるわけでありまして、従いまして、フランスに……

○菅家委員長 たいだいまのフランス並びにフイリピン共和国に対する感謝決議案の取扱ひは、事務総長御報告の通り決定するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○菅家委員長 御異議ないものと認めて、さよう決定いたします。

次の領土に関する決議案、内閣の決議案は、次回の委員会においてこれを取扱うことにいたします。

○権輿委員 内閣はこの次ですか。

○菅家委員長 社会党両派は一致したが、自由党、改進黨の態度が決定しておりませんから……

○山中(貞)委員 内閣問題と別個に、たとえ領土に関する決議案のような各会派が一致して出せる見通しのあるものは、なるべく早く調整されて出していた方がいいじゃないかと思ひます。

○菅家委員長 了承いたしました。次回の委員会において、さようとりはからうことにいたします。

○菅家委員長 次に懲罰決議の取扱いについて事務総長より御説明申し上げます。

○大池事務総長 本日、山中議員に対して、懲罰委員会に付するの決議が山花秀雄君以下四名から提出されております。右御報告申し上げまして、この取扱いについて御協議をお願いいたします。

○権輿委員 本日は延期。

○菅家委員長 たいだいま事務総長より御説明のありました山中君に対する懲罰決議は、次回の委員会において取扱うことに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○菅家委員長 さよう決定いたします。

○菅家委員長 次に、労働委員長の解任決議案でございますが、これはお手元にまわつておりましたか。――まだまわつていないとすれば、時間の関係もありまして、この次に議題に供することにいたします。

○菅家委員長 次に、本日の議事について事務総長より御説明申し上げます。

○大池事務総長 本日の議事について申し上げますが、先ほどの外務大臣の出席時間の都合もありますので、最初に日程に入る前に外務大臣の報告を聴取して、これに対して並木、和田、加藤、松田四君の質疑を終了願ひまして、それから日程にお入り願ひいたします。

○菅家委員長 日程は第一、第二は、ただいま申し上げました戦犯釈放に関する感謝決議でありますので、これは一括上程を願ひまして、益谷秀次君が御報告になります。これは起立でお願ひしていかかと思ひますが……

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○大池事務総長 次に、日程第三、第四、第五、これも一括でございます。

農林委員会の理事金子重郎君が報告をいたしました。採決にあたりましては、日程第三は小会派が反対でありまして、日程第四は農産物検査法の一部改正だけは起立採決、日程第五、これは修正でございますが、全会一致でありますので、日程四、五については御異議を問う、こういうことにお願ひいたします。日程第六、第七、これは建設委員会の理事瀬戸山三男君が御報告になります。日程の第六は修正ですが、これは一致をいたしておりますから、これに対して御異議を問うて、日程第七の北海道の問題は分党派が反対でありますから、これは起立採決をお願いする。それで日程が終ります。が、緊急上程をお願いしたいものが二件あります。これはいづれ庶務小委員長から御報告になるであろうと思ひますが、国会経費関係の立法事務費の法律案と手当の法律案並びに審査雜

費の法律案、この三件の緊急上程をお願いしたいと思ひます。それから次に、らい予防法が本日より上りますので、これも緊急上程をお願いいたします。この二件だけを緊急上程をお願いしたいと考えております。

○菅家委員長 なお、この際御報告かたがた御了承をいただきたいことがあります。一昨日の理事会において、国会経費につき最終的な各党派の意見を聴取いたしました結果を御報告申し上げます。本年度の追加要求額は、今新たに発生した問題ではなく、従来からその実現を衆参両院で望みましておつた事柄でありまして、きわめて正当なる理由に基いたものであります。すでに七月の暫定予算においてもこれを承認して、本院において議決済みの分があります。特に立法事務費のごときは、各党の立法上の調査、研究を推進せんがために、長きにわたつて要求しておつたものであります。議員個人の収入とは無関係のものであります。よつて、当委員会において何らの異議なく全会一致決定をいたしました。これらの諸経費はきわめて要当なものであるとの意見の一致を見た次第でございます。しかしながら、時局はきわめて多端でありますから、各省の行政費は全面的に大に節約を必要といたします。従つて、ただいままで政府で決定をいたしておりました府費及び旅費の節約額では少きに過ぎると思ひますので、さらに全面的に政府予算の節減を必要と認める次第でございます。その程度については予算委員会が今後検討されることとさせていただきます。ついで、各省予算に対して、さらに節約を行う場合において

は、衆議院予算についてもできる限りの節約をいたさなければなりませんので、かかる際においては、地下道の施設費及び議員宿舎費はこれを他日に繰延べて、今年度予算からこれらの費用を節約すべきだという結論に達した次第でございます。以上理事会の決定事項を御報告申し上げます。

○岡田(春)委員 たいだいま理事会の御報告があつたのでありますが、理事会の性格について伺つておきたいと思ひます。今までの話を伺つておると、何か理事会で審査に當るようになっておるようなことも御決定になつておるように入らざるを得るのですが、私は審査に入らざるを得ることを理事会でやるべきではないと思ひます。理事会というのは運営委員会の運営を円滑ならしめるための理事会であらうと思ひますが、その点についてはいかがでございますか。

○菅家委員長 御趣旨の通りに運んだつもりでございます。運営委員会の所管の事柄であるから、運営上適當な方法で、今の御趣旨と同じ意味において取扱つたつもりでございます。お話の点は具体的にどの点でございますか。

○岡田(春)委員 地下道云々というような問題については、理事会がそこまで触れるべきではないと思ひます。そういう点は、むしろ運営委員会全体としてそういう内容についての審議をすべきであると思ひます。

○菅家委員長 そこで、理事会の報告の結果を今委員会に御報告申し上げますのであります。この理事会の申合せ事項について御異議があるならば、それに対する御意見を御発表願へば

よいかと思います。前々からも松井君からしばしばお話があつて、理事会で決定した事項等があつたら、報告してもらいたいということでもございましたから、御報告申し上げたわけでもございます。

○岡田(春)委員 理事会の運営についてです。あまり法案の内容に入ることはいかがかというのです。

○菅家委員 それはお説の通りでございます。

○今村委員 国会経費の案件について、庶務小委員会においていろいろ協議した結果はお手元に文書で出ておりますから、省略していただきます。

なおこのうち、法律案は本日上程の予定でございます。先ほど事務局長の御報告の通りでございますから、御了承を願います。

○菅家委員 庶務小委員長のお話の通り、これを本日上程するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○菅家委員 さよう決定いたします。

○大池事務局長 そこで、この採決でございますが、ただいまの立法事務費については御異議はございませんようでございますから……。

○岡田(春)委員 私の方はこれは反対です。

○加藤(常)委員 私の方も反対です。

○大池事務局長 それならば、立法事務費その他の関係につきましては、一括いたしました起立採決、こういうことになります。

○菅家委員 本日の本会議は午後一時半でいかがでしょうか。

○権限委員 一時半ということですが、正一時半に開会することができるとは、五分ぐらい前に振鈴を鳴らしてもらわなければならぬ。

○菅家委員 それでは一時二十五分に振鈴を鳴らすことにいたします。

○権限委員 一時三十分には議長が開会を宣告する。

○菅家委員 次回の本会議は七月七日定刻。
本日はこれにて散会いたします。
午後一時五分散会

〔参照〕

国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律案
第一条 国会が国の唯一の立法機関たる性質にかんがみ、国会議員の立法に関する調査研究の推進に資するため必要な経費の一部として、各議院における各会派(ここにいう会派には、政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定による届出のあつた政党で議院におけるその所属議員が一人の場合を含む。以下同じ)に対し、立法事務費を交付する。

2 前項の立法事務費は、議員に対しては交付しないものとする。

第二条 立法事務費は、毎月交付する。

第三条 立法事務費として各会派に交付する月額は、各議院における各会派の所属議員数に依り、議員一人につき一萬円の割合をもつて算定した金額とする。

第四条 前条の所属議員数は、毎月交付日における各会派の所属議員数による。

2 立法事務費の交付日において、議員の任期満了、辞職、退職、除名若しくは死亡、議員の所属会派からの脱会若しくは除名又は衆議院の解散があつた場合には、当月分の立法事務費の交付については、これらの事由が生じたかつたものとみなす。一の会派が他の会派と合併し、又は会派が解散した場合も、また同様とする。

3 各会派の所属議員数の計算については、同一議員につき重複して行うことができない。

第五条 各会派の認定は、各議院の議院運営委員会の議決によつて決定する。

第六条 各会派は、立法事務費の交付を受けるために、立法事務費経理責任者を定めなければならない。

第七条 各議院の議長は、立法事務費の交付に関し疑義があると認めるときは、議院運営委員会に諮つて決定する。

第八条 この法律に定めるものを除く外、立法事務費の交付に関する規程は、両議院の議長が協議して定める。

附則

この法律は、昭和二十八年七月七日から施行し、同年四月一日以後の立法事務費につき適用する。但し、同年四月から六月までの立法事務費は、第二条及び第四条第一項の規定にかかわらず、同年七月七日現在における各会派に対し一括して交付するものとし、その金額は、同日現在の当該所属議員数に依りて算定する。

2 国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する規程案
第一条 立法事務費は、毎月二十日に交付する。但し、その日が休日であるときは、その翌日とする。

第二条 各議院において会派を構成したときは、その代表者は、直ちに、その議院の議長に、会派の名称、代表者の氏名、所属議員数及び所属議員の氏名並びにその立法事務費経理責任者の氏名を届け出なければならない。その届け出た事項に異動を生じたときも、また同様とする。

附則
この規程は、昭和二十八年七月七日から施行する。

2 昭和二十八年四月から同年六月までの立法事務費は、第一条の規定にかかわらず、同年七月十日に交付する。

3 昭和二十八年四月から六月までの立法事務費の交付を受けようとする各会派の代表者は、その議院の議長に、同年七月七日現在により、同日中に、第二条に規定する事項を届け出なければならない。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十二年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第八条の二但書中「日額五百円」を「日額千円」に改める。

附則
この法律は、公布の日から施行

し、昭和二十八年五月十八日から適用する。

国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規程(昭和二十二年七月十一日両議院議長協議決定)の一部を次のように改正する。

第十條中「日額千円」を「日額二千円」に改める。

第十條の二「日額五百円」を「日額千円」に改める。

附則
この規程は、昭和二十八年五月十八日から適用する。

2 各議院の議長、副議長及び議員並びにその役員及び特別委員長が、昭和二十八年五月十八日以後の分として既に支給を受けた滞在雑費及び議会雑費は、この規程による滞在雑費及び議会雑費の内払とみなす。

国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の審査雑費に関する法律の一部を改正する法律案
国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の審査雑費に関する法律(昭和二十六年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

「日額千五百円」を「日額二千五百円」に改める。

附則
この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。

この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。

この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。

この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。

この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。

この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。

裁判官訴追委員旅費及び職務雑費支給規定の一部を改正する規程案

裁判官訴追委員旅費及び職務雑費支給規程の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「日額千五百円」を「日額二千五百円」に改める。

第二条第一項中「日額五百円」を「日額千円」に改める。

附則

1 この規程は、昭和二十八年五月十八日から適用する。但し、第一条の改正規定は、昭和二十八年八月一日から適用する。

2 委員長が昭和二十八年五月十八日以後の分として既に支給を受けた職務雑費は、この規程による職務雑費の内払とみなす。

昭和二十八年七月十一日印刷

昭和二十八年七月十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局